【表紙】

【提出日】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【会社名】 株式会社カカクコム

【英訳名】 Kakaku.com,Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田中 実

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号

【電話番号】 (03)5725-4554(代表)

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号

【電話番号】 (03)5725-4554(代表)

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 299,919,000円

平成27年 5 月13日

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	154,200株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注)1 平成27年5月13日開催の取締役会決議によります。
 - 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、 当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり(以下「本自己株式処分」とい います。)、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み 又は買付けの申込みの勧誘となります。
 - 3 振替機関の名称及び住所株式会社証券保管振替機構東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)	
株主割当	-	-	-	
その他の者に対する割当	154,200株	299,919,000	-	
一般募集	-	-	-	
計 (総発行株式)	154,200株	299,919,000	-	

- (注)1 第三者割当の方法によります。
 - 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,945	-	100株	平成27年5月29日(金)	-	平成27年5月29日(金)

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 - 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
 - 3 申込みの方法は、当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
 - 4 払込期日までに、本普通株式の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本自己株式処分に係る割当は行われないこととなります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地		
株式会社カカクコム 本店	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号		

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地		
株式会社三菱東京UFJ銀行 秋葉原支店	東京都千代田区外神田三丁目16-8		

3【株式の引受け】

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)	
299,919,000	1,250,000	298,669,000	

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 発行諸費用の内訳は、弁護士費用及びその他諸費用(有価証券届出書作成費用等)の概算であります。

(2)【手取金の使途】

後記「第3[第三者割当の場合の特記事項]1[割当予定先の状況](3)割当予定先の選定理由」に記載のとおり、株式会社ゼンリン(以下「ゼンリン」といいます。)との業務提携を確実に推進していくにあたり、当社とゼンリンとの間で安定した信頼関係を構築するため、両者がお互いの株式を保有する形での資本提携が必要と判断いたしました。そのため、上記差引手取概算額298,669,000円については、ゼンリンとの間の資本提携に伴う同社普通株式(自己株式)の取得に全額を充当いたします。

具体的な使途及び支出予定時期は以下のとおりです。

具体的な使途	金額	支出予定時期	
ゼンリン株式の取得	299,878,800円	平成27年5月29日(金)	

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1)割当予定先の概要

名称	株式会社ゼンリン
本店の所在地	福岡県北九州市小倉北区室町一丁目1番1号
	有価証券報告書 事業年度 第54期 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日) 平成26年6月18日関東財務局長に提出 四半期報告書 事業年度 第55期第1四半期
直近の有価証券報告書等の提出日	(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日) 平成26年8月1日関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度 第55期第2四半期 (自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日) 平成26年11月4日関東財務局長に提出
	四半期報告書 事業年度 第55期第3四半期 (自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日) 平成27年2月2日関東財務局長に提出

(2)提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術関係		該当事項はありません。
取引等関係		該当事項はありません。

(3)割当予定先の選定理由

当社は「ユーザー本位の価値あるサービスを創出しつづける」をミッションとして、幅広いジャンルで事業展開を行っております。創業当時よりサービスを提供している購買支援サイト『価格.com』をはじめ、ランキングとクチコミで探せるグルメサイト『食べログ』など、生活者の購買活動にもっとも近いインターネットサービスを提供してきました。

ゼンリンは、「知・時空間情報の創造により人びとの生活に貢献します」という企業理念のもと、昭和36年の設立以降、住宅地図をはじめ、カーナビゲーションシステムで使われる地図データなど、様々な商品やサービスを通して人びとの生活を支えてきました。

当社とゼンリンは、両社の掲げる企業理念に共通点を見出し、両社の保有する良質な拠点情報、店舗情報、地図データ、その他関連するコンテンツ等の経営資源を融合することにより、消費者の生活に役立つ新たな事業を創造できると考え、協議を重ねてまいりました。その協議の結果、「位置/場所情報×商品・サービス」領域で業務提携を行うことに合意いたしました。

今後、両社の知見を生かしたサービスを開発し、世の中に広めていくには一定の期間が必要と考えられ、中長期にわたって業務提携を確実に推進していくに当たっては、安定した信頼関係の構築が必要となります。そのため、両社が互いに株式を保有する形での資本提携が必要であるとの判断から、平成27年5月13日、ゼンリンとの間で、業務及び資本の提携に関する契約を締結いたしました。

当社とゼンリンは、両社の経営資源を組み合わせ、消費者の生活に役立つサービスの提供を行うことが、両社の企業価値の向上に資するものと考えております。

(4)割り当てようとする株式の数

154,200株

(5) 株券等の保有方針

当社は、平成27年5月13日付で割当予定先と締結した業務及び資本の提携に関する契約書を締結するにあたり、本自己株式処分による株式の取得は、当社との関係強化を目的とした投資であり、長期的に継続して保有する方針であることを確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が処分期日(平成27年5月29日)から2年以内において本自己株式処分により取得した当社株式の全部または一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名または名称、住所及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社に対して書面にて報告すること、当社が当該報告書に基づく報告を株式会社東京証券取引所に行い、当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、当社は、割当予定先から確約書を受領する予定です。

(6) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の第55期第3四半期報告書(平成27年2月2日提出)における連結貸借対照表の現金及び預金の状況等により、割当予定先が本第三者割当に係る払込みに必要な現預金を有していることを確認しております。

(7)割当予定先の実態

割当予定先は株式会社東京証券取引所に上場しており、その社会的信用性は高く、割当予定先が同取引所に提出したコーポレート・ガバナンス報告書(最終更新日:平成27年4月1日)において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固たる態度で臨むという考え方と、その整備状況について確認しており、割当予定先グループ及びその役員、従業員が、反社会的勢力とは関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 処分価格の算定根拠と合理性に関する考え方

処分価額の決定に際しては、本自己株式処分に関する取締役会決議日の直前営業日である平成27年 5 月12日の株式会社東京証券取引所における当社株式の終値(1,945円)といたしました。

なお、当該価額は株式会社東京証券取引所における当社株式の上記取締役会決議前1ヶ月間(平成27年4月13日から平成27年5月12日)における終値平均である1,945円(円未満切り捨て)に対しては0.0%(小数第2位以下を四捨五入)のプレミアム、決議前3ヶ月間(平成27年2月13日から平成27年5月12日)における終値平均である1,949円(円未満切り捨て)に対しては0.2%(小数第2位以下を四捨五入)のディスカウント、決議前6ヶ月間(平成26年11月13日から平成27年5月12日)における終値平均である1,847円(円未満切り捨て)に対しては5.3%(小数第2位以下を四捨五入)のプレミアムとなります。

当該処分価額については、当社株式が上場されており、かつ直近で株価を大きく左右する事実が発生等していない状況において、取締役会決議の前営業日の当社株式の市場価格を基礎としていること、及び日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠する範囲のものであることからすれば、特に有利な処分価額に該当しないものと判断しております。

なお、本自己株式処分の取締役会決議に際し、取締役会に出席した全監査役(監査役3名中2名出席。うち、社外監査役1名)は、当該処分価額については、当該株式の価値を表す客観的な値である市場価額を基準にしていること、また参考とした市場価額は取締役会決議日の前営業日の終値であり、当社の直近の状況が市場評価に反映されていると考えられること、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠する範囲で決定されたものであること等から、上記算定根拠による処分価額が有利発行に該当せず適法である旨の意見が表明されております。

(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本自己株式処分に係る株式数は、154,200株(議決権数1,542個)であり、これは、平成27年3月31日現在の当社発行済株式総数221,773,700株の0.07%(平成27年3月31日現在の総議決権数2,200,995個の0.07%)の割合に相当し、これにより1株あたりの株式価値の希薄化が生じます。

しかしながら、当社とゼンリンが資本関係を構築し、信頼関係を強固にすることで、業務提携が推進され、当社の企業価値の向上に繋がるものと考えており、処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的な水準であると判断いたしました。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
株式会社デジタルガレージ	東京都渋谷区恵比寿南3-5-7	44,688	20.30%	44,688	20.32%
株式会社電通	東京都港区東新橋1-8-1	35,016	15.91%	35,016	15.92%
ステート ストリート バン ク アンド トラスト カンパ ニー	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111	13,532	6.15%	13,532	6.15%
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	10,004	4.55%	10,004	4.55%
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	7,064	3.21%	7,064	3.21%
サジヤツプ	P.O.BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA	4,488	2.04%	4,488	2.04%
ジェーピー モルガン チェース バンク 380055 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, UNITED STATES OF AMERICA (東京都中央区月島4-16-13)	4,044	1.84%	4,044	1.84%
バンク オブ ニユーヨークタ ツクス トリイテイ ジヤスデ ツク オムニバス ツー (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	THE BANK OF NEW YORK BRUSSELS BRANCH 35 AVENUEDES ARTS B-1040 BRUSSELSBELGIUM (東京都千代田区丸の内2-7- 1)	3,074	1.40%	3,074	1.40%
ジヤパン リ フイデリテイ (常任代理人 株式会社三菱東 京UFJ銀行)	P.O.BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA (東京都千代田区丸の内2-7- 1)	2,847	1.29%	2,847	1.29%
ジェーピー モルガン チェース バンク 385047 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営部)	125 LONDON WALL. LONDON EC2Y 5AJ. U.K (東京都中央区月島4-16-13)	2,223	1.00%	2,223	1.01%
		126,982	57.69%	126,982	57.73%

- (注)1.「所有株式数」は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 - 2.「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成27年3月31日現在の株主名簿に基づき記載をしております。
 - 3.上記のほか、平成27年3月31日現在で自己株式1,660,725株があり、当該割当後は1,506,525株となります。
 - 4. 所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して記載をしております。
- 6 【大規模な第三者割当の必要性】 該当事項はありません。
- 7【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8 【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第17期(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)平成26年6月24日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)平成26年8月12日関東財務局長に 提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)平成26年11月11日関東財務局長に 提出

4 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第3四半期(自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日)平成27年2月10日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1 の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成27年5月13日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成26年6月25日関東財務局長に提出

6【訂正報告書】

訂正報告書(上記1 有価証券報告書の訂正報告書)を平成27年5月12日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成27年5月13日)までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(平成27年5月13日) 現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社カカクコム 本社

(東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】